

令和8年2月1日から

「林野火災注意報・警報」

の運用が開始されます

火の使用が制限される場合があります



火入れをしないこと



煙火を使用しないこと



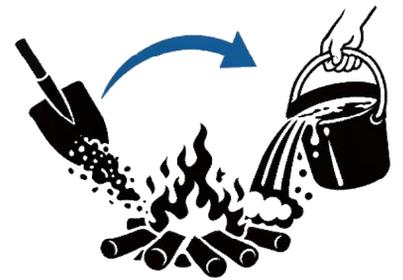
火遊びをしないこと



たき火をしないこと



山林、原野付近で
喫煙をしないこと



残火を始末すること

1月から5月の林野火災多発時に発令基準を満たした場合、林野火災警報等を発令します。林野火災警報発令中に火の使用制限に従わない場合は罰則が適用されることがあります。(※30万円以下の罰金または拘留)

発令状況は
こちらから



令和7年2月に発生した岩手県大船渡市の大規模林野火災を受け、国により検討された結果、林野火災多発期(1月から5月)に一定の気象情報条件に達した場合、「林野火災警報」や「林野火災注意報」を発令し、発令中の「屋外における裸火で火の粉が飛散する行為」を制限することで、林野火災予防の実効性を高めることが必要とされました。

林野火災注意報

以下のいずれかに該当する場合

(1)前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下のとき。

(2)前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、乾燥注意報が発表されたとき。

※屋外での火の使用等について**控えて**ください。

林野火災警報

林野火災注意報発令基準に加えて、**強風注意報**が発表された場合に、必要に応じて発令する。

※屋外での火の使用等について**禁止**されます。

たき火とは、「火の持つ本来の効用を利用するが、火と使用する設備器具を用いないで、又はこれらの設備器具の場合でもその本来の使用方法によらないで、火をたく形態一般。」となっており、具体的には、**炎を上げ、かつ、火の粉が飛散する場合**などにも、たき火に該当します。**たき火をするときは、最寄りの消防署への事前の届出が必要です。**

林野火災警報発令中において規制対象行為については以下の写真のとおりです。



対象



※林野火災注意報発令時の地域の伝統行事等は、火災を防ぐために消防署と相談しながら安全に実施しましょう。

対象外



市民の皆様へのお知らせ方法

林野火災注意報

- ①霧島市ホームページ
- ②きりしま防災・行政ナビ(防災アプリ)
- ③消防車巡回による広報

林野火災警報

- ①霧島市ホームページ
- ②きりしま防災・行政ナビ(防災アプリ)
- ③消防車巡回による広報
- ④市公式SNS
- ⑤防災行政無線
- ⑥消防署の看板掲示

お問い合わせ先:霧島市消防局予防課(0995-64-0433)

中央消防署(0995-64-0434) 隼人分遣所(0995-42-2326)

溝辺分遣所(0995-58-4888) 福山分遣所(0995-56-2319)

北消防署(0995-78-2657) 霧島分遣所(0995-57-0353) 横川分遣所(0995-72-0900)